

# 株 主 各 位

東京都中央区晴海二丁目5番24号

## 株式会社 **ピーエス三菱**

代表取締役社長 **藤井 敏道**

### 第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
  2. 場 所 東京都中央区晴海四丁目7番28号  
ホテルマリナーズコート東京 2階（平安）  
（会場を同ホテルの4階から2階に変更しておりますので、お間違えのないようご注意ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第68期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第68期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |   |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案 | 取締役3名選任の件   |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件   |
| 第4号議案 | 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |
| 第5号議案 | 監査役の報酬額改定の件                                       |
| 第6号議案 | 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件                     |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.psmic.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
  - ①連結計算書類の連結注記表
  - ②計算書類の個別注記表なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、原油等の資源価格の下落、中国・新興国経済の減速により景気後退リスクはあったものの、設備投資が堅調に推移し、また、雇用・所得環境の改善による個人消費も底堅い動きが見られたことから、緩やかな景気回復が継続したことで、企業収益は総じて高水準を維持しました。

当社が属する建設産業におきましても、一般的に追い風と言われており、国土強靱化政策に沿った防災・減災対策およびインフラ老朽化対策等の公共投資の継続や、景気回復に伴う民間設備投資等の発注増により、企業業績は、全般的に堅調に推移しております。

このような経済状況のもと、当社はP C（プレストレスト・コンクリート）業界の「トップランナー」として、橋梁に代表される公共工事を中心とした「土木事業」と民間工事を中心とする「建築事業」を2本柱としながら、P C技術の適用範囲を広げ新しい分野を開拓することで他社との差別化を図り、企業の「安定経営」に取り組んでまいりました。

土木部門は、技術提案力向上および高品質な施工による工事成績のアップに注力することで、受注力を強化いたしました。また、建築部門は、P C建築の理解浸透を目指したP R活動の実施により、大規模プレキャストP C工法による建物の受注および施工実績が着実に増えてまいりました。

当社グループの平成27年度の業績は、受注については、土木建設事業が前期を大幅に上回り、1,156億70百万円（前期984億88百万円 前期比17.4%増）となりました。連結売上高につきましては、前期からの繰越高の減少により960億66百万円（前期1,049億6百万円 前期比8.4%減）となりました。損益の状況につきましては、当社ならびに子会社の業績が順調に推移したことにより、連結営業利益28億91百万円（前期26億7百万円 前期比10.9%増）、連結経常利益27億99百万円（前期22億22百万円 前期比26.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益18億17百万円（前期16億77百万円 前期比8.3%増）となりました。配当につきましては、前期より2円00銭増配し、普通株式1株につき8円00銭の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただきます。

企業集団の受注実績は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)	増減(△)率
土木建設事業	47,995	66,902	39.4%
建築建設事業	48,023	46,883	△2.4%
製造事業	1,848	1,170	△36.7%
その他兼業事業	621	714	15.0%
合 計	98,488	115,670	17.4%

(注) 建設事業には当社単独の製品(工事中用部材)受注額を含んでおります。

企業集団の売上実績は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)	増減(△)率
土木建設事業	52,515	47,411	△9.7%
建築建設事業	49,899	46,770	△6.3%
製造事業	1,848	1,170	△36.7%
その他兼業事業	643	714	11.0%
合 計	104,906	96,066	△8.4%

(注) 当社および連結子会社では、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載しておりません。

当社の受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
建設事業	土木工事	38,977	56,666	39,335	56,308
	建築工事	34,177	46,197	45,711	34,664
	工事計	73,155	102,864	85,046	90,973
	製品	2,150	3,450	1,972	3,628
	計	75,306	106,314	87,019	94,602
その他兼業事業	不動産事業	3	75	75	3
合 計	75,310	106,390	87,094	94,606	

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は8億9百万円であり、その主なものは当社の工具器具備品の新設2億9百万円、子会社である株式会社ピーエスケーの車両運搬具の新設1億27百万円であります。

## ③ 資金調達の状況

当社グループの資金として当社は、従来からの運転資金の調達手段であります当座貸越契約およびシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約の他に、平成27年9月30日付で金融機関2社、平成27年12月7日付で金融機関1社、平成28年3月29日付で金融機関1社と長期借入契約を締結しております。本契約は、契約期間3～5年間、借入総額35億円の長期借入契約であり、資金調達の安定性と支払利息の固定化による金利削減効果を図ることを目的としております。なお、一部の長期借入金に金利変動リスクに対して金利スワップ取引により支払利息の固定化を実施しておりますが、デリバティブ取引は社内規程に従い実行しております。

また、工事の瑕疵担保責任に対する資金又は運転資金に充当するため、平成27年3月24日付で契約期間2年間、借入極度額16億69百万円の支払承諾契約（兼コミットメントライン契約）を締結しております。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

## ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第65期 (平成24年度)	第66期 (平成25年度)	第67期 (平成26年度)	第68期 (当連結会計年度) (平成27年度)
受 注 高 (百万円)	107,737	102,312	98,488	115,670
売 上 高 (百万円)	91,351	104,311	104,906	96,066
経 常 利 益 (百万円)	152	1,579	2,222	2,799
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)	△244	1,296	1,677	1,817
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	△5.77	28.72	35.40	38.34
総 資 産 (百万円)	65,015	70,444	73,946	69,000
純 資 産 (百万円)	17,865	18,332	21,450	22,544

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

重要な親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ニューテック康和	90百万円	100.0%	建造物の維持・補修
株式会社ピーエスケー	90百万円	100.0%	土木建築用機材の賃貸
ピー・エス・コンクリート株式会社	90百万円	100.0%	コンクリート製品の製造、販売

#### (4) 対処すべき課題

建設業を取り巻く環境は、国土強靱化政策に沿った防災・減災対策、東京オリンピック・パラリンピック開催による首都圏を中心とした再開発事業および全国的な高速道路の大規模修繕・更新に係わる交通インフラ整備等の大型プロジェクトが予定されており、中期的には一定の建設需要が見込まれる環境にあります。長期的には国内建設市場の縮小は避けられず、また建設投資の中身については、新設工事から維持補修工事へと、質的に変化していくことが想定されます。

当社グループでは、このような社会情勢の変化を見据え、P C（プレストレスト・コンクリート）業界の「トップランナー」として、10年後の目指す姿（長期経営ビジョン）を明らかにし、その実現に向けてこの3年間で取り組む施策を示した「中期経営計画2016（2016年度～2018年度）」を策定いたしました。

#### ●長期経営ビジョン

「P Cを核としたピーエス三菱ブランドを確立し、  
成長分野、新分野に果敢に挑戦する魅力あふれる企業集団を目指す」

- Action I いいものを作り続ける [信頼]
- Action II 成長分野をリードする [成長]
- Action III 新しいフィールドへ挑戦する [挑戦]
- Action IV グループの強みを活かす [連携]

[連結数値目標] 2026年度

受注・売上規模1,300億円+ $\alpha$ （新規事業100億円）、営業利益率4%以上を目指す

#### ●中期経営計画2016（2016年度～2018年度）

「さらなる信頼と新たな挑戦～変革へのファーストステージ2016～」

#### 「基本方針」

- ◆「安全」・「品質」・「CSR」を徹底し、ステークホルダーおよび社会から高い信頼と評価を得る
- ◆生産性を向上させ、主軸事業（P C新設橋梁、一般建築）にて安定した収益を確保する
- ◆収益安定による従業員の待遇向上と事業戦略を支える人財確保・育成を推進する
- ◆成長分野（大規模更新事業、メンテナンス、P C建築）に注力し、事業規模を拡大する
- ◆I C T（情報通信技術）の活用によるグループコミュニケーションを活性化させ、職場環境の改善を推進する
- ◆次世代に向け、収益源の多様化（開発案件、兼業事業等）を始動させ、持続的な成長を目指す
- ◆社会のニーズを掴み、強固なグループ経営の実践により、グループ全体で企業価値を向上させる

[目標とする連結経営指標]

◆収益力・資本効率向上

- ①注力事業（大規模更新事業、メンテナンス、P C 建築）への投資を実施しつつ、生産性の向上等により主軸事業（P C 新設橋梁、一般建築）の収益を安定させ、連結営業利益率2.6%以上を実現する。
- ②健全な経営基盤を維持するために財務体質の強化と資本効率の向上を図り、ROE（自己資本当期純利益率）7.7%以上、ROA（総資産経常利益率）3.8%以上、D/Eレシオ（有利子負債÷株主資本）0.5倍以下を目指す。
- ③数値目標（連結）

（単位：百万円）

	2016年度	2017年度	2018年度
受注高 (百万円)	102,000	110,000	113,000
売上高 (百万円)	99,000	107,000	110,000
営業利益 (百万円)	2,220	2,650	2,900
営業利益率 (%)	2.2	2.5	2.6
経常利益 (百万円)	2,130	2,540	2,800
経常利益率 (%)	2.2	2.4	2.5
ROE (%)	6.5	7.4	7.7
ROA (%)	3.0	3.5	3.8
D/Eレシオ (倍)	0.52	0.51	0.48
配当性向 (%)	平均で23%以上		

当社グループは、新たな中期経営計画に精力的に取り組むことで企業価値を高めて、すべてのステークホルダーの皆様へのご期待に応えてまいります。また、採算性を重視した堅実な経営を10年先も継承するとともに、「成長分野のリード」・「新しいフィールドへの挑戦」に向けた体制の整備に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**（平成28年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社7社、関連会社2社およびその他の関係会社1社で構成され、建設事業を主な事業の内容としており、事業部門別の内容は下記のとおりであります。

① 土木建設事業

プレストレスト・コンクリート工事、その他一般土木工事の請負ならびに企画、設計、施工監理、プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売、工所用機器の賃貸等

② 建築建設事業

プレストレスト・コンクリート工事、その他一般建築工事の請負ならびに企画、設計、施工監理、プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売、工所用機器の賃貸等

③ 製造事業

プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売

④ その他兼業事業

不動産の売買、賃貸および仲介、損害保険代理業等

(6) **主要な営業所および工場**（平成28年3月31日現在）

① 当 社

本 社： 東京都中央区晴海二丁目5番24号

支 店： 東京土木支店（東京都中央区） 東北支店（宮城県仙台市）  
東京建築支店（東京都中央区） 大阪支店（大阪府大阪市）  
名古屋支店（愛知県名古屋市） 広島支店（広島県広島市）  
九州支店（福岡県福岡市）

工 場： 七尾工場（石川県七尾市） 久留米工場（福岡県久留米市）

② 子会社

株式会社ニューテック康和（東京都北区）

株式会社ピーエスケー（東京都中央区）

ピー・エス・コンクリート株式会社（東京都中央区）

菱建商事株式会社（東京都北区）

菱建基礎株式会社（東京都豊島区）

株式会社コンポニンド・ベトンジャヤ（インドネシアジャカルタ）

(7) **使用人の状況** (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
土 木 建 設 事 業	777名	3名減
建 築 建 設 事 業	358	4名増
製 造 事 業	203	3名増
そ の 他 兼 業 事 業	36	2名減
全 社 ( 共 有 )	121	2名減
合 計	1,495	－名

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 全社(共有)として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,028名	6名減	43歳7ヶ月	19年0ヶ月

(注) 使用人の状況には、出向派遣者9名ならびに顧問は含んでおりません。

(8) **主要な借入先の状況** (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,508百万円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,125
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,619

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当する事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 110,000,000株  
 ②発行済株式の総数 47,486,029株  
 ③株主数 10,166名  
 ④大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三菱マテリアル株式会社	15,860,354株	33.46%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 太平洋セメント口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	4,491,300	9.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,505,900	5.29
住友電気工業株式会社	1,834,800	3.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,227,400	2.59
岡山県	839,740	1.77
三菱地所株式会社	496,000	1.05
株式会社大林組	400,000	0.84
ピーエス三菱従業員持株会	399,595	0.84
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	356,258	0.75

（注）持株比率は自己株式（88,015株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	藤 井 敏 道※	全般統理・管理関係担当
代表取締役副社長 副社長執行役員	杉 本 武 司※	社長補佐 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会副会長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	森 拓 也※	技術本部長・安全品質環境担当兼海外事業担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	小長光 公 和※	建築本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	塚 原 明 彦※	土木本部長
取 締 役 執 行 役 員	居 村 昇※	建築本部副本部長
取 締 役	鳥 井 博 康	住友電気工業株式会社 常務執行役員 特殊線事業本部長兼特殊線事業部長 住友電工スチールワイヤー株式会社 代表取締役社長
取 締 役	湊 高 樹	太平洋セメント株式会社 取締役 常務執行役員 セメント事業本部 本部長
取 締 役	小 野 直 樹	三菱マテリアル株式会社 代表取締役常務取締役 セメント事業カンパニープレジデント 宇部三菱セメント株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	井 岡 幹 雄	
常 勤 監 査 役	松 尾 潔	
常 勤 監 査 役	朝 倉 浩	

- (注) 1. 取締役鳥井博康、湊高樹および小野直樹の各氏は、社外取締役であります。また、当社は、取締役鳥井博康および湊高樹の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役井岡幹雄および朝倉浩の両氏は、社外監査役であります。また、当社は、監査役朝倉浩氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役朝倉浩氏は、金融機関出身者で財務・会計に関して相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役鳥井博康氏が代表取締役を務める住友電工スチールワイヤー株式会社から建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が両社の売上高に占める割合はどちらも僅少であることから、同氏の社外取締役としての独立性は確保されております。
5. 当社は、取締役湊高樹氏が取締役を務める太平洋セメント株式会社のグループ会社から建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が両社の売上高に占める割合はどちらも僅少であることから、同氏の社外取締役としての独立性は確保されております。

6. 当社は、取締役小野直樹氏が代表取締役を務める三菱マテリアル株式会社から工事の受注ならびに建設資材を購入する等の取引関係があり、また同氏が社外取締役を務める宇部三菱セメント株式会社から工事の受注をする等の取引関係があります。

② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

1) 就任

平成27年6月24日開催の第67回定時株主総会において、取締役に藤井敏道、杉本武司、森拓也、小長光公和、居村昇、鳥井博康、湊高樹および小野直樹の8氏が再選され、塚原明彦氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

2) 退任

平成27年6月24日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、勝木恒男氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

- (ご参考) 当社は執行役員制度を導入しており、前記の※の取締役は執行役員を兼務しております。なお、平成28年3月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役を除く。）は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	蔵 本 修	東京土木支店長
執 行 役 員	小 山 靖 志	管理本部長・CSR担当
執 行 役 員	鈴 木 義 晃	土木本部副本部長兼原子力室長
執 行 役 員	黒 柳 辰 弥	東京建築支店長
執 行 役 員	正 木 慎 一	建築本部副本部長兼建築企画部長兼建築営業部長
執 行 役 員	川 原 利 朗	大阪支店長
執 行 役 員	宮 脇 裕 明	九州支店長

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### ④ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (3)	159百万円 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	51 (38)
合 計 (社外役員合計)	13 (5)	210 (43)

- (注) 1. 上記には、平成27年6月24日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第54回定時株主総会において月額3,500万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第48回定時株主総会において月額390万円以内と決議いただいております。
4. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ①当事業年度における取締役賞与として、取締役6名に対し9百万円。
- ②当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額41百万円(取締役10名に対し31百万円(うち社外取締役3名に対し1百万円)、監査役3名に対し9百万円(うち社外監査役2名に対し7百万円))。
5. 上記のほか、平成27年6月24日開催の第67回定時株主総会決議に基づき、退任取締役に対し退職慰労金および退職慰労金としての弔慰金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 2名に対し 53百万円  
 上記のうち1名は、平成15年6月から平成19年6月まで社外取締役であり、その在任期間に対する退職慰労金の額は1百万円であります。  
 (各金額は、上記④および過年度の事業報告において、取締役および監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役2名47百万円が含まれております。)

## ⑤ 社外役員に関する事項

1)他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

「①取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。

2)当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
取締役	鳥井 博康	16回中14回	—	経営者としての経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	湊 高樹	16回中13回	—	上場企業の取締役としての経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	小野 直樹	16回中12回	—	経営者としての経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	井岡 幹雄	16回中16回	18回中18回	内部監査業務の豊富な経験と知見に基づく発言を行っております。
	朝倉 浩	16回中16回	18回中18回	金融機関出身者としての専門的な見地からの発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	66百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の金額について同意を行っております。
3. 当事業年度に係る当社と会計監査人との間の監査証明業務に基づく報酬には、平成24年3月期英文財務諸表、平成25年3月期英文財務諸表および平成26年3月期英文財務諸表に関する5百万円を含んでおります。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制について、次のとおり決議しております。

- ① 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 平成14年12月、ピーエス三菱発足に際し、「経営理念」を明確にするとともに、新たに「行動指針」を制定した。
  - 2) 取締役、執行役員および全ての使用人は「経営理念と行動指針」を遵守、実践して企業倫理の確立に取り組み、公正な企業活動を通じて社会に貢献するとともに、創造的で清新なる企業風土を築く。
  - 3) 「社会との調和」「法令の遵守」「企業会計の透明化」を取締役、執行役員および全ての使用人の行動指針とした。
  - 4) 自己完結性の強い業務の中に相互牽制し合う内部牽制システムを構築する。
  - 5) コンプライアンス上疑義ある行為について、使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報、相談できる内部通報制度を構築し、通報者の保護を図るとともに、潜在する問題点を把握して自浄作用を発揮し、法令遵守の実現を図ることとした。
  - 6) 行動指針に則り、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力からの不当な要求を毅然として排除する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - 1) 情報の保存・管理  
取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書のほか、経営会議議事録、回議書等取締役の職務の執行、意思決定に係る情報が記載された文書を、関連資料とともに、事務用文書取扱規程、重要文書保管規程、文書保存年限類別および情報セキュリティ管理基本規程の定めるところに従い、適切に保存し管理する。
  - 2) 情報の閲覧  
取締役および監査役は常時、前項の文書を閲覧することができるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) リスク管理の基礎として、ピーエス三菱グループCSR基本規程、CSRなんでも相談室運用規程ならびに内部者取引防止管理規則、情報セキュリティ管理基本規程を定め、これらの規程に従ったリスク管理体制を構築するものとする。
  - 2) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 執行役員制度  
当社は、執行役員制度を導入し、取締役は経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化等経営機能に専念し、取締役会は業務執行権限を執行役員に委嘱して執行責任を明確にし、コーポレートガバナンスの一層の充実を図る。

- 2) 経営会議  
当社は、職務執行の決定が適切かつ機動的に行われるため常勤の取締役ならびに本部長で構成する経営会議を設置し、原則月2回、全社および当社グループ全体の経営に係わる戦略、基本方針その他経営全般に関する重要事項を審議する。さらに、代表取締役あるいは、取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に行うために、取締役会付議事項について事前に慎重な審議を行い、代表取締役および取締役会の意思決定に資するものとする。
- 3) 本部長・支店長会議  
社長・本部長・執行役員・支店長等で構成する本部長・支店長会議を設置し、原則月1回、各本部・支店より受注・損益・業務遂行状況等を報告させ、必要に応じて具体的な施策を協議するほか、経営に係る戦略、基本方針その他経営全般に関する重要事項の周知徹底を図る。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、当社グループの経営理念と行動指針に基づき、当社グループ一体となった法令遵守を推進する。また、財務報告に係る内部統制に関し、評価する仕組みを確立して、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。
- 1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社は、関係会社取扱規程を定め、同規程に基づきグループ会社運営を実施するものとし、当社の取締役等と子会社の取締役等との間で定期的に会合を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受けるものとする。
- 2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
(i) 当社は、ピーエス三菱グループCSR基本規程を定めることで、子会社にリスク管理体制を構築させ、定期的に報告を受けるものとする。  
(ii) 子会社において損失リスクが発生した場合には、関係会社取扱規程に従い、速やかに当社へ報告するものとし、当社および当該子会社間で対策を協議・実施することで、損失の拡大を防止する。
- 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
(i) 当社は、子会社におけるコンプライアンスの周知・徹底および推進のための啓発活動を支援する。  
(ii) 当社の取締役等と子会社の取締役等が定期的な会合を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受けるものとする。  
(iii) 当社の経営監査室による子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の社長ならびに監査役に報告するとともに、子会社の代表取締役に通知する。

⑥ 監査役の職務の執行のための必要な体制

- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査基準に規定する「監査職務を補助する体制」について監査役と協議し、その使用人の配置に努めなければならない。

- 2) 前号の使用人の取締役からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役会に対し、あらかじめ監査役の補助使用人の人事異動等に係る事項について同意を得るものとする。

取締役は、監査役の補助使用人の配置について、監査役と執行側からの指揮命令が相反しないように配慮し、補助使用人を選任する。また、補助使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとする。

- 3) 監査役への報告に関する体制

- (i) 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制

取締役は、法律に定める事項のほか、取締役、執行役員または使用人から監査役に対する報告事項について、あらかじめ監査役と協議して定める。

- (ii) 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループの内部通報制度および当社の経営監査室による各子会社の内部監査等を通じて得た情報を、当社監査役に定期的に報告する。

- 4) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に相談・通報を行った者に対し、当該相談・通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わず、その旨を規程に定める。

- 5) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役と協議の上、監査役の職務を執行するのに必要である予算をあらかじめ定める。また、予算の有無に拘わらず、監査役が外部専門家に依頼した費用などを含め、職務を執行するために発生した費用を請求した時は、職務の執行に必要なでないことが認められた場合を除き、監査役に償還するものとする。

- 6) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する等、監査役との相互認識を深めるように努める。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、当社グループが「基本理念と行動指針」に基づいた事業活動を通じて社会的責任を果たすため、ピーエス三菱グループC S R基本規程を定め、C S R委員会および社内研修等を通じて、当社グループの役職員が「基本理念と行動指針」を遵守、実践していく活動を推進しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内規程に基づき、株主総会議事録および取締役会議事録等の重要書類・情報を適切に保存、管理しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、ピーエス三菱グループC S R基本規程で定めたりスクマネジメント活動に従い、C S R委員会において、リスクが顕在化する前に適切に対処できるよう、またはリスクが顕在化した場合に、その被害・損害を極小化できるよう、潜在する各種リスクの洗い出しを実践しております。なお、C S R委員会の審議内容は、当社の取締役会に報告しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程に基づき当事業年度においては、取締役会を16回開催したほか、全社および当社グループ全体の経営に係わる戦略、基本方針等を審議する経営会議を24回開催しております。また、本部長・支店長会議を12回開催し、経営に係る戦略、基本方針等の周知・浸透を図っております。

なお、当社は執行役員執務規程を定め、取締役会から業務執行権限を執行役員に委嘱して執行責任を明確化し、効率的な意思決定を図っております。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの連結経営を展開し、グループとして企業価値の最大化を実現することを目的に関係会社取扱規程を定め、当事業年度中に関係会社連絡会を2回、関係会社経営協議会を2回開催して関係会社の経営状況を確認し、当社の経営方針の周知・浸透を図っております。

また、当社はピーエス三菱グループC S R基本規程に則りC S R委員会を設置し、当社およびグループ各社のC S R活動を評価するとともに、コンプライアンス活動の周知・浸透を図っております。

なお、当社の経営監査室がグループ各社の内部監査を実施し、監査結果を当社取締役社長、監査役およびグループ各社の代表取締役に報告しております。

⑥ 監査役の職務の執行のための必要な体制

当社は、監査役の監査機能を補助するため、兼任の監査役補助使用人を定め、監査役の指揮命令を優先して監査業務を補助しております。また、監査役の職務執行に必要な費用については、あらかじめ予算を定めるとともに、予算の有無に拘わらず、職務執行により発生した費用は、監査役に償還する手続きを定め、適切に運用しております。

監査役への報告に関する体制整備としては、当社監査役に相談・通報した者が不利益な取扱を受けることを禁止するため、ピーエス三菱グループC S R基本規程を整備し、当社グループに周知しております。

本事業年度の監査役の活動については、当事業年度中に開催された経営会議、C S R委員会等の重要な会議に出席するとともに、当社代表取締役との意見交換会を3回実施したほか、当社の社外取締役（3名）についても、各人ごとの意見交換会を実施いたしました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	69,000	(負債の部)	46,455
流動資産	52,644	流動負債	36,806
現金及び預金	11,599	支払手形・工事未払金等	17,228
受取手形・完成工事未収入金等	34,865	電子記録債務	6,096
未成工事支出金	2,095	短期借入金	6,570
その他たな卸資産	2,137	未払法人税等	550
繰延税金資産	76	未成工事受入金	2,574
未収入金	1,573	賞与引当金	229
その他	424	完成工事補償引当金	273
貸倒引当金	△128	工事損失引当金	336
固定資産	16,356	その他	2,945
有形固定資産	12,036	固定負債	9,649
建物・構築物	1,747	長期借入金	3,500
機械・運搬具・工具器具備品	1,119	再評価に係る繰延税金負債	1,266
土地	8,839	役員退職慰労引当金	280
リース資産	273	退職給付に係る負債	4,122
建設仮勘定	56	資産除去債務	86
無形固定資産	33	その他	391
投資その他の資産	4,287	(純資産の部)	22,544
投資有価証券	2,113	株主資本	21,244
破産更生債権等	1,447	資本金	4,218
繰延税金資産	105	資本剰余金	8,110
退職給付に係る資産	1,165	利益剰余金	8,954
その他	903	自己株式	△38
貸倒引当金	△1,448	その他の包括利益累計額	1,299
資産合計	69,000	その他有価証券評価差額金	624
		土地再評価差額金	1,680
		為替換算調整勘定	△226
		退職給付に係る調整累計額	△778
		非支配株主持分	0
		負債・純資産合計	69,000

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	上		96,066
売上	上		86,046
販売費及び一般管理費	総		10,020
営業外収益	業		7,128
受取利息・配当	取	38	2,891
受取替	替	11	
受取特許料	取	7	
スクラップ売却益	ラ	8	
貸倒引当金の戻入	倒	4	
営業外費用	業	47	117
支持分法による投資損失	支	110	
支払保証券料	支	14	
支払手数料	支	22	
支払の特許料	支	24	
その他	の	21	
経常利益	常	16	209
特別利益	特		2,799
固定資産売却益	固	1	
ゴルフ会員権売却益	ゴ	5	7
特別損失	特		
固定資産除売却損失	固	1	
減損	減	436	
その他	の	5	443
税金等調整前当期純利益	税		2,363
法人税、住民税及び事業税	法	686	
法人税等調整額	法	△140	546
当期純利益	当		1,817
非支配株主に帰属する当期純損失	非		△0
親会社株主に帰属する当期純利益	親		1,817

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日 期首残高	4,218	8,110	7,336	△38	19,627
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△284		△284
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,817		1,817
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			84		84
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,617	△0	1,617
平成28年3月31日 期末残高	4,218	8,110	8,954	△38	21,244

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	土地再評価 差額金	為替換 算勘定	退職給付に 係る調整 額	その他の 利益 累計額合計		
平成27年4月1日 期首残高	551	1,693	△133	△288	1,822	0	21,450
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					-		△284
親会社株主に帰属する 当期純利益					-		1,817
自己株式の取得					-		△0
土地再評価差額金の取崩					-		84
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	72	△13	△92	△489	△522	△0	△522
連結会計年度中の変動額合計	72	△13	△92	△489	△522	△0	1,094
平成28年3月31日 期末残高	624	1,680	△226	△778	1,299	0	22,544

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	63,147	(負債の部)	42,162
流動資産	47,360	流動負債	33,128
現金及び預金	10,103	支払手形	4,741
受取手形	1,223	電子記録債	6,096
完成工事未収入金	30,619	工事未払金	9,606
未成工事支出金	2,151	短期借入金	6,500
仕掛品	799	リース債	187
材料貯蔵品	33	未払金	947
短期貸付金	760	未払費用	254
前払費用	99	未払法人税等	440
未収入金	1,585	未成工事受入金	2,485
その他の	110	預り金	495
貸倒引当金	△127	賞与引当金	184
固定資産	15,786	完成工事補償引当金	269
有形固定資産	10,032	工事損失引当金	305
建物・構築物	1,544	その他の	612
機械・運搬具	46	固定負債	9,034
工具器具・備品	221	長期借入金	3,500
土地	7,633	リース債	367
リース資産	583	繰延税金負債	194
建設仮勘定	3	再評価に係る繰延税金負債	1,266
無形固定資産	27	退職給付引当金	3,258
投資その他の資産	5,726	役員退職慰労引当金	214
投資有価証券	1,792	資産除去債務	86
関係会社株式・関係会社出資金	1,288	その他	145
長期貸付金	300	(純資産の部)	20,984
破産更生債権等	1,365	株主資本	18,679
前払年金費用	1,570	資本剰余金	4,218
その他の	775	資本準備金	8,110
貸倒引当金	△1,367	利益剰余金	6,388
資産合計	63,147	その他利益剰余金	6,388
		繰越利益剰余金	6,388
		自己株式	△38
		評価・換算差額等	2,304
		その他有価証券評価差額金	624
		土地再評価差額金	1,680
		負債・純資産合計	63,147

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	85,046	87,094
兼業事業売上高	2,047	
売上原価	77,152	78,921
兼業事業売上原価	1,768	
売上総利益	7,894	8,173
兼業事業総利益	279	
販売費及び一般管理費		5,856
営業外収益		2,316
受取利息・配当	276	420
貸与料収入	97	
為替差益	11	
その他	35	
営業外費用		
支払利息	120	198
支払保証券料	20	
支払手数料	24	
その他	32	
経常利益		2,538
特別売却益	5	5
特別損失		420
減損	414	
その他	5	
税引前当期純利益		2,123
法人税、住民税及び事業税	429	389
法人税等調整額	△40	
当期純利益		1,734

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 準 備 本 金	資 剰 余 金	本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 益 金 計		
平成27年4月1日 期首残高	4,218	8,110	8,110	4,854	4,854	△38	17,144	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当			-	△284	△284		△284	
当期純利益			-	1,734	1,734		1,734	
自己株式の取得			-		-	△0	△0	
土地再評価差額金の取崩			-	84	84		84	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			-		-		-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,534	1,534	△0	1,534	
平成28年3月31日 期末残高	4,218	8,110	8,110	6,388	6,388	△38	18,679	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成27年4月1日 期首残高	552	1,693	2,245	19,390
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			-	△284
当期純利益			-	1,734
自己株式の取得			-	△0
土地再評価差額金の取崩			-	84
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	72	△13	59	59
事業年度中の変動額合計	72	△13	59	1,593
平成28年3月31日 期末残高	624	1,680	2,304	20,984

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社ピーエス三菱  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 雅 広 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 高 弘 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ピーエス三菱の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピーエス三菱及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社ピーエス三菱  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 雅 広 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 高 弘 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピーエス三菱の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株式会社ピーエス三菱 監査役会

常勤監査役 井岡幹雄 ①  
(社外監査役)

常勤監査役 松尾 潔 ①

常勤監査役 朝倉 浩 ①  
(社外監査役)

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、株主様に対する配当政策を最重要課題の一つとして位置づけており、健全な経営基盤を維持するため、内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

このような方針のもと、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金8円00銭 総額379,184,112円

期末配当につきましては、当期の業績ならびに財務体質の安定化等を勘案して、前事業年度より2円00銭増配させていただき、8円00銭といたしたいと存じます。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

## 第2号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役杉本武司、小長光公和および湊高樹の3氏が辞任により退任いたしますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、黒柳辰弥、小山靖志および不死原正文の3氏は、退任取締役の補欠として選任される取締役ですので、その任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>〈新任〉</p> <p>黒柳辰弥 (昭和32年3月23日生)</p>	<p>昭和54年4月 三菱建設株式会社入社</p> <p>平成18年4月 当社東京建築支店建築統括部工事第三部長</p> <p>平成24年4月 当社東京建築支店建築工事部長</p> <p>平成25年4月 当社東京建築支店支店長</p> <p>平成26年4月 当社執行役員 東京建築支店長</p> <p>平成28年4月 当社常務執行役員 建築本部長 (現在に至る)</p>	3,786株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>黒柳辰弥氏は、入社以来、主に建築業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・実績・見識を有するとともに、支店の統括責任者としての豊富な経験を有していることから、当社の事業経営を推進し継続的な発展に貢献できると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	(新任) こやま やすし 小山靖志 (昭和32年11月8日生)	昭和55年4月 三菱鉱業セメント株式会社(現三菱マテリアル株式会社)入社 平成17年11月 同社関連事業室副事業室長 平成19年4月 当社社長室長付 平成19年7月 当社社長室関連事業部長 平成21年6月 三菱マテリアル株式会社セメント事業カンパニー管理統括部グループ会社管理部長 平成23年6月 同社関連事業室長 平成26年9月 当社執行役員 管理本部長・CSR担当 平成28年4月 当社執行役員 管理本部長(現在に至る)	1,686株
【取締役候補者とした理由】 小山靖志氏は、主に事業会社のグループ経営の管理業務に携わり、グループ事業戦略等の豊富な経験・実績・見識を有するとともに、管理部門の統括責任者としての豊富な経験を有していることから、当社の事業経営を推進し継続的な発展に貢献できると判断し、取締役候補者としております。			
3	(新任・社外) ふしはら まさあき 不死原正文 (昭和29年5月18日生)	昭和53年4月 小野田セメント株式会社(現太平洋セメント株式会社)入社 平成19年4月 同社環境事業カンパニー事業推進部長 平成21年5月 同社環境事業カンパニー営業部長 平成22年10月 同社環境事業部長 平成24年4月 同社執行役員 環境事業部長 平成27年4月 同社常務執行役員 平成27年6月 同社取締役 常務執行役員 平成28年4月 同社取締役 常務執行役員 セメント事業本部本部長(現在に至る)  <重要な兼職の状況> 太平洋セメント株式会社 取締役 常務執行役員 セメント事業本部本部長	一株
【社外取締役候補者とした理由】 不死原正文氏は、上場会社の取締役として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役として、独立した客観的な立場から業務全般に係る適切な助言および監督をしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 所有する当社の株式の数には、役員持株会における持分を含んでおります。  
3. 不死原正文氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。  
4. 当社は、不死原正文氏が取締役に務める太平洋セメント株式会社のグループ会社から、建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が両社の売上高に占める割合はどちらも僅少であることから、同氏の社外取締役としての独立性は確保されております。  
5. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、不死原正文氏が社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役朝倉浩氏は任期満了となります。また、監査役井岡幹雄および松尾潔の両氏は辞任により退任いたしますので、これに伴い監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者大内辰夫氏は、監査役井岡幹雄氏の補欠として、監査役候補者鈴木義晃氏は、監査役松尾潔氏の補欠として選任をお願いするものであります。その任期は当社定款の定めにより辞任される監査役の任期の満了する時（井岡幹雄氏の任期は平成29年3月期にかかる定時株主総会終結時、松尾潔氏の任期は平成30年3月期にかかる定時株主総会終結時）までとなります。

なお、本議案の提出につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>〈再任・社外〉</p> <p>朝倉 浩 (昭35年12月24日生)</p>	<p>昭和58年4月 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社</p> <p>平成19年6月 同社法人企画推進部副部長兼経営企画部副部長</p> <p>平成20年4月 同社CPM企画部長</p> <p>平成23年6月 同社執行役員 不動産アセットマネジメント部長</p> <p>平成25年6月 株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所 代表取締役副社長</p> <p>平成26年6月 当社社外監査役(現在に至る)</p>	一株
	<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>朝倉浩氏は、金融機関における豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の社外監査役として、財務・会計に関する相当程度の知見を活かし、独立した客観的な立場から取締役の職務の執行を監査していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。</p>		
2	<p>〈新任・社外〉</p> <p>大内 辰夫 (昭27年11月10日生)</p>	<p>昭和51年4月 三菱鉱業セメント株式会社(現三菱マテリアル株式会社)入社</p> <p>平成20年6月 同社東谷鉱山長</p> <p>平成21年6月 菱光石灰工業株式会社 取締役 生川事業所長</p> <p>平成23年4月 三菱マテリアル株式会社セメント事業カンパニー 資源統括部長</p> <p>平成25年2月 豪州三菱マテリアル株式会社 取締役社長</p> <p>平成27年6月 三菱マテリアル株式会社資源・リサイクル事業本部 本部長補佐</p> <p>平成28年4月 同社資源部部長補佐(現在に至る)</p>	一株
	<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>大内辰夫氏は、企業経営における豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の社外監査役として、独立した客観的な立場から取締役の職務の執行を監査していただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	(新任) 鈴木義晃 (昭和27年11月19日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年4月 当社大阪支店土木統括部開発営業部長 平成19年5月 当社大阪支店土木統括部長 平成20年4月 当社西日本支社大阪支店長兼土木営業部長 平成21年4月 当社九州支店長 平成23年4月 当社土木本部副本部長兼原子力室長 平成24年4月 当社執行役員 土木本部副本部長兼原子力室長 平成28年4月 当社土木本部顧問兼原子力室長 (現在に至る)	3,400株
<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>鈴木義晃氏は、入社以来、主に土木技術および営業業務に携わり、土木の専門技術に精通した豊富な経験・実績・見識を有するとともに、支店の統括責任者としての豊富な経験を有していることから、当社の社業に精通しており、幅広い視点から取締役の職務の執行を監査していただけるものと判断し、監査役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 朝倉浩および大内辰夫の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 朝倉浩氏の当社監査役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、朝倉浩氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 監査役との責任限定契約について  
当社は、朝倉浩氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、本総会において大内辰夫および鈴木義晃の両氏が選任された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される杉本武司、小長光公和および湊高樹の3氏および監査役を退任される井岡幹雄、松尾潔の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、それぞれ相当額の退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は、退任取締役にについては取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
杉本 武司	平成19年6月 当社取締役 平成20年6月 当社代表取締役 平成22年6月 当社代表取締役副社長（現在に至る）
小長光 公和	平成26年6月 当社取締役（現在に至る）
湊 高樹	平成25年6月 当社社外取締役（現在に至る）
井岡 幹雄	平成24年6月 当社社外監査役（現在に至る）
松尾 潔	平成25年6月 当社監査役（現在に至る）

また、当社は役員報酬制度の見直しの一環として、平成28年5月12日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号議案が原案どおり承認可決されますことを条件として、再任される監査役1名ならびに任期途中の取締役6名に対し、これまでの労に報いるため、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給時期は各取締役または監査役の退任時とし、具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、また監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の氏名、略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
藤井 敏道	平成22年6月 当社社外取締役 平成26年6月 当社代表取締役社長（現在に至る）
森 拓也	平成22年6月 当社取締役（現在に至る）
塚原 明彦	平成27年6月 当社取締役（現在に至る）
居村 昇	平成26年6月 当社取締役（現在に至る）
鳥井 博康	平成23年6月 当社社外取締役（現在に至る）
小野 直樹	平成26年6月 当社社外取締役（現在に至る）
朝倉 浩	平成26年6月 当社社外監査役（現在に至る）

## 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成8年6月27日開催の第48回定時株主総会において、月額390万円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、役員退職慰労金制度の廃止ならびに監査役の責務の増大等諸般の事情を考慮し、監査役の報酬額を月額550万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は3名ですが、第3号議案「監査役3名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、監査役の員数に変更はありません。

## 第6号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」、「退職慰労金」で構成されていましたが、当社の取締役および執行役員（以下「取締役等」という。）に対する役員報酬制度の見直しの一環として、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社グループ業績との連動性をより明確にし、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、平成14年6月27日開催の第54回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（月額3,500万円以内。）とは別枠で、毎事業年度における業績等に応じて、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと6名となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており（本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと7名となります。）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が本信託（下記(2)に定義される。）の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

また、本議案が原案どおり承認可決されますと、取締役等の報酬体系は固定報酬および変動報酬から構成され、かつ変動報酬の一部を株式報酬とする、業績連動型報酬体系に移行することになります。

### 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1)本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役および執行役員（社外取締役を除く。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 (下記(2)のとおり。)	・3事業年度を対象として、合計2.6億円
取締役等が取得する当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法 (下記(2)および(3)のとおり。)	・信託期間中、1事業年度当たり、取締役等に付与される付与ポイント数の上限は235,000ポイントであり、当該ポイントに相当する当社株式の数の発行済株式の総数(平成28年3月31日時点、自己株式控除後)に対する割合は約0.49% ・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない
③業績達成条件の内容 (下記(3)のとおり。)	・毎事業年度の会社業績指数(連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益等)の中期経営計画に対する達成度に応じて変動(0~125%の範囲で決定)
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 (下記(4)のとおり。)	・退任後

## (2)当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度(当初は平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。)を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計2.6億円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託(以下「本信託」という。)を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中毎年、取締役等に付与ポイント(下記(3)に定める。)の付与を行い、取締役等の退任後(取締役等が死亡した場合は死亡後。以下同じ。)に付与ポイントの累積値(以下「累積ポイント数」という。)に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計2.6億円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。)および金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、2.6億円の範囲内とします。

(3) 取締役等が取得する当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）の算定方法および上限  
取締役等に対して交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）は、以下に定める累積ポイント数に基づき、定まります。なお、1ポイント＝1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たり  
に交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）を調整します。

取締役等には、信託期間中の毎年6月に、役員ごとにあらかじめ定められた、以下の算定式で計算される基本ポイントに同年3月31日で終了した事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与ポイントとして付与されます。

付与ポイントは各事業年度における中期経営計画の目標値に対する業績達成度に応じて、基本ポイントの0～125%の範囲で変動します。業績達成度を評価する指標は、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益等とします。業績達成度を評価する指標に連結業績数値を採用することにより、当社グループ全体の業績向上を目指すインセンティブとします。

なお、信託期間中の事業年度（但し、取締役については、対象期間中の各定時株主総会から翌年の定時株主総会までの各期間とする。）の途中で退任した取締役等（定時株主総会をもって退任する取締役を除く。）には、当該事業年度（取締役については、直前の定時株主総会から翌定時株主総会までの1年間）にかかる付与ポイントとして、当該事業年度における退任までの在任期間（取締役については、直前の定時株主総会から退任までの在任期間）に応じた基本ポイントがその時点で付与され、定時株主総会をもって退任する取締役に対しては、当該定時株主総会の開催日の直前の定時株主総会から当該定時株主総会までの1年間にかかる基本ポイントに当該定時株主総会の開催日の直前の事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。

（基本ポイントの算定式）

役員別に定める基本金額 ÷ 対象期間の開始する事業年度の8月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）

（付与ポイントの算定式）

基本ポイント × 業績連動係数

受益者要件を充足する者には、本信託から、累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を行うものとします。

本信託の信託期間中に取締役等に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり235,000ポイントを上限とします。この付与ポイント総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任後（死亡時を除く。）に、上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、当該ポイントの70%に相当する当社株式（単元未満株式は切り捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を充足した取締役等が死亡した場合、死亡後に上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

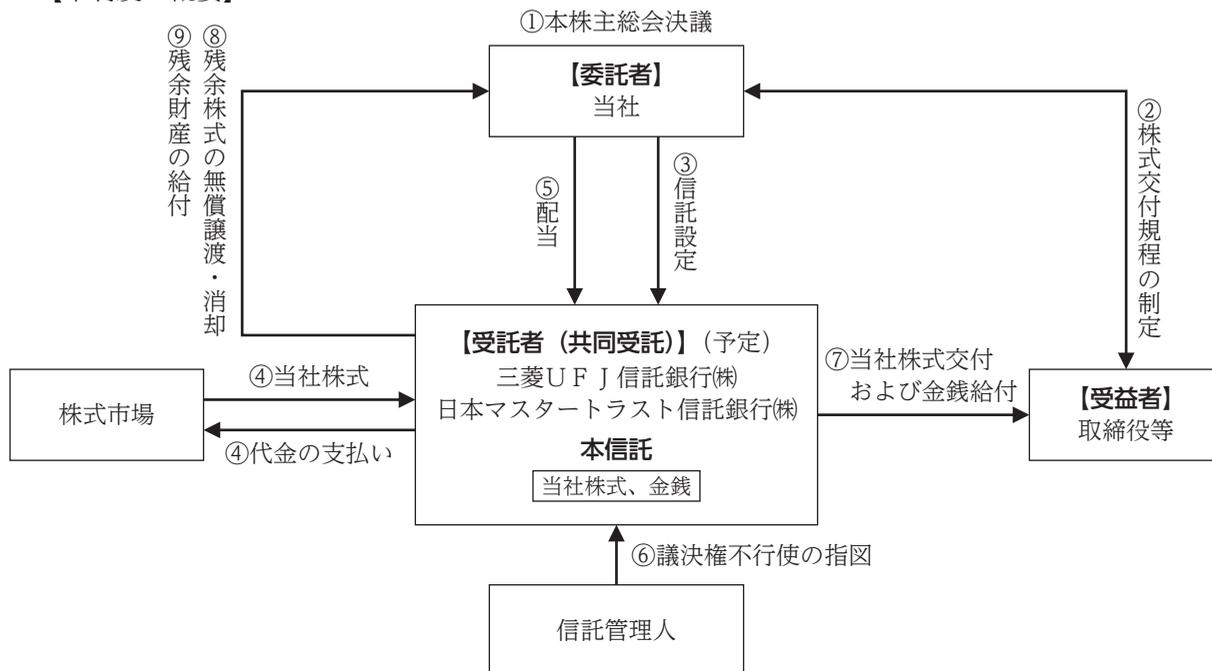
本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考：平成28年5月12日付プレスリリース「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」からの抜粋)

【本制度の概要】



- ①当社は本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬にかかる株式交付規程を制定します。
- ③当社は①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における業績等に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等は、取締役等の退任後に累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する株式数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧信託期間中の毎事業年度の業績目標の未達等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役等について定められる累積ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

#### 【信託契約の内容】

- |         |   |
|---------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                       |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与                              |
| ③ 委託者   | 当社  |
| ④ 受託者   | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者   | 取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者                         |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                            |
| ⑦ 信託契約日 | 平成28年8月8日（予定）                                   |
| ⑧ 信託の期間 | 平成28年8月8日（予定）～平成31年10月末日（予定）                    |

- |           |  |
|-----------|--|
| ⑨ 制度開始日   | 平成28年9月1日（予定）  |
| ⑩ 議決権行使   | 行使しない  |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫ 信託金の金額  | 2.2億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）   |
| ⑬ 株式の取得時期 | 平成28年8月10日（予定）～平成28年12月22日（予定）<br>（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得   |
| ⑮ 帰属権利者   | 当社   |
| ⑯ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。                             |

**【信託・株式関連事務の内容】**

- |          |   |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。                  |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

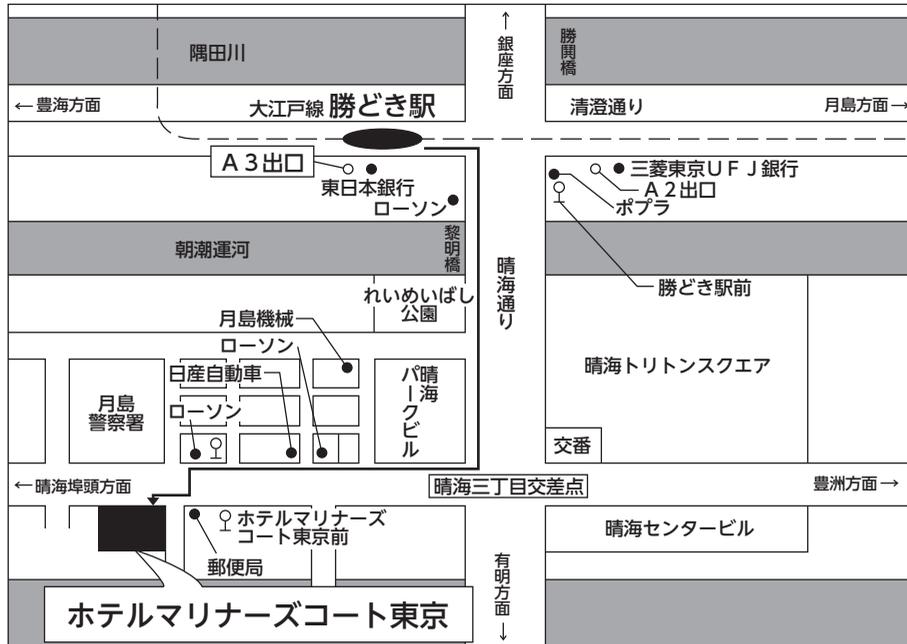
以 上



# 株主総会会場ご案内図

## 会場

ホテルマリナーズコート東京 2階 (平安)  
東京都中央区晴海四丁目7番28号 TEL. 03-5560-2525



## 交通機関のご案内

### ■徒歩でお越しの場合 (大江戸線「勝どき駅」利用)

勝どき駅 (大江戸線) A3出口より徒歩約15分 (—— 徒歩コース)

### ■バスでお越しの場合 (都バス「晴海埠頭」行「ホテルマリナーズコート東京前」下車)

- ①勝どき駅 (大江戸線)  
「勝どき駅前」より約6分 (03・05系統)
- ②東京駅 (JR・丸ノ内線)  
「東京駅丸の内南口」より約20分 (05系統)  
※都バス05系統「東京ビッグサイト」行は「ホテルマリナーズコート東京前」には停車いたしませんのでご注意ください。  
※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。
- ③有楽町駅 (JR・有楽町線)  
「有楽町駅前」より約15分 (05系統)  
「数寄屋橋」より約15分 (03・05系統)
- ④銀座駅 (銀座線・日比谷線・丸ノ内線)  
「銀座四丁目」より約10分 (03・05系統)
- ⑤豊洲駅 (有楽町線)  
「豊洲駅前」より約15分 (錦13系統)